

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

多賀町長

公表日

令和5年5月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民健康保険に関する事務	
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（オンライン資格確認の準備業務）	
③システムの名称	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	
2. 特定個人情報ファイル名		
・国民健康保険税情報ファイル ・国民健康保険税資格ファイル ・宛名テーブル ・宛名履歴テーブル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国保法第113条の3第1項および第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120,121項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 国保法第113条の3第1項および第2項 番号法附則第6条第4項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務住民課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	大矢直幸	上田綾子	事後	忘却
平成29年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	忘却
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	上田綾子	奥川明子	事後	軽微な変更のため
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	奥川明子	岡田伊久人	事後	軽微な変更のため
令和2年6月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務)	事前	オンライン資格確認等制度改正に伴う変更
令和2年6月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認等制度改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国保法第113条の3第1項および第2項	事前	オンライン資格確認等制度改正に伴う変更
令和2年6月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】20,25,26条 国保法第113条の3第1項および第2項 番号法附則第6条第4項	事前	オンライン資格確認等制度改正に伴う変更
令和4年4月18日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 (以下省略)	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 (以下省略)	事後	法改正等に伴う修正
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国保法第113条の3第1項および第2項	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国保法第113条の3第1項および第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	新たな法令の施行により、根拠法令を追加
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 (以下省略)	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120,121項 【情報照会】27,42,43,44,45項 (以下省略)	事前	新たな法令の施行に伴う根拠法令の修正
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新